

第2 確認株式会社及び確認有限会社の登記手続の特例

1 設立の登記

(1) 確認株式会社の場合

ア 登記事項

確認株式会社の設立の登記においては、商法第188条第2項各号に掲げる事項のほか、当該確認株式会社は第1の2(1)ア又はイの事由により解散する旨をも登記しなければならないとされた(法第10条の7第1項)。

解散事由に関する登記の記載は、別紙記載例1(1)によるものとする。

イ 添付書面

(ア) 確認株式会社の設立の登記の申請書には、商登法第80条第10号に定める払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添付する必要はなく、商法第170条第1項又は第177条第1項の払込みがあったことを証する書面及び法第10条第1項の確認を受けたことを証する書面を添付しなければならないとされた(法第10条の7第2項)。

(イ) (ア)の書面のうち、「払込みがあったことを証する書面」には、次のものが該当する。

a 払込取扱機関との間で払込事務取扱委託契約が締結されている場合

(a) 払込取扱機関が発行する払込金保管証明書

(b) 払込取扱機関が発行する払込みを取り扱ったことを証する書面

b 払込取扱機関に設けられた確認株式会社の発起人の口座に振り込むことによって払込みがされた場合

確認株式会社を代表すべき者が作成した発行価額の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、次の(a)又は(b)の書面のいずれか(株式の割当てを受けた者から発行する価額に相当する金額が当該口座に入金されたことを確認することができるもの)を合綴したもの

(a) 取引明細表等当該払込取扱機関が作成した書面

(b) 当該払込取扱機関における口座の預金通帳の写し

(ウ) (ア)の書面のうち、「確認を受けたことを証する書面」には、規則第5条第1項の規定により、法第10条第1項の確認を受けようとする法第2条第2項第3号に掲げる創業者が経済産業大臣に提出した当該確認に係る申請書に、経済産業大臣が同条第3項の規定により、「新事業創出促進法第10条第1項の規定に基づき確認する。」旨の記載をし、かつ、記名押印したものが該当する。

確認を受けたことを証する書面には、当該確認に係る株式会社の商号及び本店の所在地が記載され(規則様式第2)、これらと設立の登記の申請書に添付された定款に記載されている商号及び本店の所在地は同一であり、確認を受け

たことを証する書面に記載されている申請者（当該確認を受けた者）は当該定款に記載された発起人のうちの1人でなければならない。また、確認を受けたことを証する書面は、設立の登記の申請前2か月以内に発行されたものでなければならない。

ウ 登録免許税

確認株式会社の設立の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には15万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である（登録免許税法別表第一第19号（一）ロ、（二）イ）。

(2) 確認有限会社の場合

ア 登記事項

確認有限会社の設立の登記においては、有限会社法第13条第2項各号に掲げる事項のほか、当該確認有限会社は第1の2(2)ア又はイの事由により解散する旨をも登記しなければならないとされた（法第10条の7第3項）。

解散事由に関する登記の記載は、別紙記載例1(2)によるものとする。

イ 添付書面

(ア) 確認有限会社の設立の登記の申請書には、商登法第95条第6号に定める払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添付する必要はなく、有限会社法第12条第1項の払込みがあったことを証する書面及び法第10条第1項の確認を受けたことを証する書面を添付しなければならないとされた（法第10条の7第4項）。

(イ) (ア)の書面のうち、「払込みがあったことを証する書面」には、次のものが該当する。

a 払込取扱機関との間で払込事務取扱委託契約が締結されている場合

(1)イ(イ)aの場合と同様の書面

b 払込取扱機関に設けられた確認有限会社の取締役の口座に振り込むことによって払込みがされた場合

確認有限会社を代表すべき者が作成した発行価額の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、(1)イ(イ)b(a)又は(b)の書面のいずれか（出資の割当てを受けた者から発行する価額に相当する金額が当該口座に入金されたことを確認することができる者）を合綴したもの

(ウ) (ア)の書面のうち、「確認を受けたことを証する書面」は、(1)イ(ウ)の場合と同様である。

ウ 登録免許税

確認有限会社の設立の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には6万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である（登録免許税法別表第一第19号（一）ハ、（二）イ）。